

まち交大賞全国大会 審査基準

1. 総合賞の審査基準

1) 計画大賞（国土交通大臣賞（予定））

都市再生基本方針に基づき、全国の都市再生のモデルとして特に優秀な地区

2) 創意工夫大賞（まちづくり交付金情報交流協議会長賞、都市みらい推進機構理事長賞 各1地区）

創意工夫が顕著で、その発信力が特に優れた地区

2. 部門賞の審査基準

1) テーマ賞

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりの目標（テーマ）を掲げ、その目標にふさわしい整備方針を策定した地区

- ① 地域の課題・特性に立脚し、住民や関係者の機運や希望を引き出す説得力のある目標（テーマ）が設定されていること。
- ② まちづくりに関する多様なニーズに対応して、住民等が効果を実感できる分かりやすい指標により目標が設定されていること。
- ③ その他、他の地区のモデルとなる目標（テーマ）が設定されていること。

2) アイデア賞

まちづくりの効果を高めるために、個性的かつ画期的な提案事業を実施する地区

- ① 地域資源や既存ストックを効果的に活用し、創意工夫を施した提案事業となっていること。
- ② 様々な事業（提案事業と基幹事業）を連携・連動させて、相乗効果、波及効果を発揮する創意工夫がなされていること。
- ③ その他、他の地区のモデルとなる創意工夫があること。

3) プロセス賞

計画策定のプロセスにおいて、住民、学識経験者等専門家の意見等を取り入れ、計画に反映するために、今後のモデルとなるような取り組みを行った地区

- ① 住民や民間事業者等の関係者が連携・協力する体制によって計画策定や事業実施がなされていること。
- ② 行政の計画策定及び事業執行体制として、関係部局の横断的な連携がなされていること。
- ③ その他、他の地区のモデルとなる計画策定や事業実施のプロセスがあること。

※ 以上の①～③はまちづくり交付金を具体的に検討する以前の段階からの継続的な取り組みも含むことができる。